

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年11月24日
【会社名】	ナビタス株式会社
【英訳名】	NAVITAS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 辻谷 潤一
【本店の所在の場所】	大阪府堺市堺区石津北町9番1号
【電話番号】	072(244)1231(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 日沼 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市堺区石津北町9番1号
【電話番号】	072(244)1231(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 日沼 徹
【縦覧に供する場所】	ナビタス株式会社 東京支店 (東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア37階 wework)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年11月24日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日
 2020年11月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2020年10月8日付で開示しました「会社分割（簡易吸収分割）の実施、商号変更、本店移転及び定款一部変更、並びに役員の変動に関するお知らせ」の通り、経営リソースの効率化と画像検査機事業をグループ一体となって推進することが、企業価値を増大させるものと判断し、簡易吸収分割（株主総会の決議による承認を要しない吸収分割）によりナビタスビジョン株式会社の画像検査システム事業及び付帯・関連する一切の事業を承継することといたしました。

これに伴い、ソフトウェアを中心とする画像検査機事業は、新たなブランド、新たな社名で展開することが事業価値向上に資すると判断し、商号をナビタス株式会社からシリウスビジョン株式会社に変更するとともに、事業目的を追加することといたします。また、経営リソースの適切な配置と業務効率化を推進するため、本店所在地を現在の大阪府堺市から神奈川県横浜市に移転することといたします。

これらの変更は、簡易吸収分割の効力発生日（2021年1月1日予定）と同日にその効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

（下線部分は、変更箇所を示しております）

現行定款	変更定款案
<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、ナビタス株式会社と称し、英文ではNAVITAS CO.,LTD.と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、シリウスビジョン株式会社と称し、英文ではSiriusVision CO.,LTD.と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>（1）<u>画像処理システムの設計、開発、製造、販売、技術コンサルティング並びにメンテナンス事業。</u></p> <p>（2）<u>コンピュータシステムの設計、開発、販売、技術コンサルティング並びにメンテナンス事業。</u></p> <p>（3）<u>コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売、技術コンサルティング並びにメンテナンス事業。</u></p> <p>（4）<u>熱転写機械・印刷機械・合成樹脂加工機械など製造機械の付属設備としての、前各号のシステム、ソフトウェア及び付属品等を適用した、これらの製造物の品質検査装置の組立、販売、技術コンサルティング事業。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(1) 熱転写機械・印刷機械・合成樹脂加工機械・包装機械・金属加工機械・紙加工機械・食品加工機械・事務用器械・電子制御機器・運動器械・加熱炉の製造並びに販売。</p> <p>(2) 前号に関する付帯設備・付属品・部品・副資材の製造並びに販売。</p> <p>(3) 不動産経営並びに管理。</p> <p>(4) 前各号に付帯・関連する一切の事業。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。</p>	<p>(5) 熱転写機械・印刷機械・合成樹脂加工機械・包装機械・金属加工機械・紙加工機械・食品加工機械・事務用器械・電子制御機器・運動器械・加熱炉の製造並びに販売。</p> <p>(6) 前号に関する付帯設備・付属品・部品・副資材の製造並びに販売。</p> <p>(7) 不動産経営並びに管理。</p> <p>(8) 前各号に付帯・関連する一切の事業。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。</p>

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、新たに河村拓海氏を選任するものであります。

なお、本議案で選任された取締役の就任日は2021年1月1日とし、その任期は当社定款の規定により、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(2021年3月開催予定)終結の時までといたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

2020年12月31日を以て辞任する監査役家氏信康氏の補欠監査役として、大山弘氏を選任するものであります。

なお、本議案で選任された監査役の就任日は2021年1月1日とし、その任期は当社定款の規定により、石村俊彦氏の選任(2018年6月)後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(2022年3月開催予定)終結の時までといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	23,248	736	-	(注)1	可決 96.93
第2号議案 取締役1名選任の件	23,373	611	-	(注)2	可決 97.45
第3号議案 監査役1名選任の件	23,357	627	-	(注)2	可決 97.39

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上